

各障害児通所支援事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
療育課長 山岡 亮一
(公印省略)

こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報の提出について（依頼）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月27日付け8福祉障療第98号によってお知らせしたところですが、令和8年12月25日にこども性暴力防止法が施行され、法に基づく各種手続は、原則として「こども性暴力防止法関連システム（こまろうシステム）」において行われます。そのため、指定事業者は「GビズID」を取得し、事業者情報を予め所轄庁（都）に報告する必要があります。

つきましては、下記のとおり事業者情報の提出に関して、御協力方よろしくお願いいたします。

なお、所轄庁がとりまとめた事業者情報は、こども家庭庁に提出し、同庁において「こまろうシステム」への一括登録と各事業者アカウントの発行を行います。

記

1 事業者情報の提出方法

本通知をお送りしたメール本文に、LoGo フォームへのリンク先を掲載しております。

各事業者は、今回送付した「まとめ登録様式」(excel ファイル) に事業者情報を記載いただき、LoGo フォームにより提出して下さい。

2 報告していただく事業者情報

情報の登録が必要な主体は、「学校設置者等」と「施設・事業者」の2種が含まれます。

「学校設置者等」とは施設・事業所の設置者（事業者）を、「施設・事業者」とは事業を運営する場所をいいます。今回、学校設置者等の情報も含めて、施設・事業所から所轄庁（都）に報告します。そのため、施設・事業所は、その設置者である学校設置者等に対して、GビズIDの取得を依頼してください。

3 提出期限

令和8年6月12日（金）【厳守】

4 問合せ先等

本件に関して、以下の通りこども家庭庁ホームページにおいて、専用ダイヤル、問合せフォームが設置されておりますので、ご活用下さい。

また、事業者情報の記載に関して、作成の一助となるよう、別紙1「事業者アカウント『まとめ登録』手続きのご案内」及び、別紙2「こども性暴力防止法関連システム事業者アカウントまとめ登録マニュアル（概要版）」を作成いたしましたので御活用いただくとともに、こども家庭庁のホームページに「事業者情報の一括登録（まとめ登録）」に関するページも整備されておりますので、御参照下さい (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/matometouroku>)。

問合せ先（こども家庭庁）

- 専用ダイヤル 03 (5357) 1146（受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（年末年始を除く））
- こども家庭庁のホームページに問合せフォームもありますので、御活用下さい。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

5 東京都担当

東京都 福祉局障害者施策推進部療育課障害児通所支援担当

電 話 03 (5320) 4380 Email S1140707@section.metro.tokyo.jp